

第 2 回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 主な意見

手話言語条例に盛り込む内容及び項目について

- ・ ですます調がよい。
- ・ 前文をわかりやすく、端的に想いを伝えていく。①手話とは何か、②ろう者と手話とのかかわり、③歴史的なこと。④条例ができた後、宮代町が目指すもの。
- ・ 色々な表現があるが、この条例では、「手話を必要とする人」という表現がよい。
- ・ 施策の推進方針のところでは、目指すところを箇条書きにして、ここに書いてあることしかできないのではなく、町長が認めるもののような文言も書き加える。
- ・ 条例が出来たあとも、推進していくことに関して、当事者、関係者、町民が参画して推進していく協議の場を設けること。